

構造改革特別区域計画

山口県豊浦郡豊田町

1 . 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県豊浦郡豊田町

2 . 構造改革特別区域計画の名称

とよたアグリビジネス特区

3 . 構造改革特別区域の範囲

豊田町全域

4 . 構造改革特別区域の特性

1) 区域の概要

(ア) 自然条件

本町は、山口県西部の内陸部に位置し、周囲を標高 600m 程度の山に囲まれた盆地となっており、町の中心部をほぼ南北に山陽、山陰を分ける分水嶺が走る。このため、町域内に瀬戸内海に注ぐ木屋川と、反対の日本海に注ぐ粟野川の 2 水系があり、この流域に沿って集落が散在し、いずれも比較的肥沃な耕地が広がっている。木屋川はゲンジボタル発生地として国の天然記念物に指定されている。

本町の総面積は 163.47k m²で、県下町村の中で 5 番目の広さを有し、総面積のうち約 80%を林野面積が占めている。山に囲まれた盆地であるため昼夜の気温の差が大きく、冬は寒く夏は比較的暑い。降雨量は年間平均 2,000mm 前後で、5 月、6 月の降水量が多い反面、7 月は少ないため、度々農作物が干害を受けることがあり、地域的に、生活、営農用水などが不足することが多い。

(イ) 歴史的条件

本町には、多数の弥生時代の土器、石器、住居跡が出土しており、木屋川、粟野川流域においては、弥生時代から人が住み、生活していたことが知られる。律令時代においては、すでに班田収授を施行した条里制の遺構をとどめるなど、農耕文化が早くから進展していたことがしのばれる。平安中期には、藤原氏を租とする豊田氏が、豊田の地名を名乗り、長くこの地を支配した。

江戸期に入ると、本地域は萩の本藩及び長府藩の支配下となり、萩本藩は 14 区、長府支藩は 17 区に分けられたが、明治 12 年、行政区画の再編成により、1 町 29 ヶ村に、さらにこれを 8 戸長管掌区域に再編成された。明治 22 年、町村制の発布により、これを 4 カ町村に統合した。

昭和 28 年の町村合併促進法の施行により、県下の町村に先がけ、昭和 29 年 10 月 1 日、殿居村、豊田中村、西市町及び豊田下村の 1 町 3 村が合併、豊田町として発足し、現在に至っている。

(ウ) 社会的、経済的諸条件

従来より農林業を主体とした第一次産業が町の基幹産業となっている。

本町は、下関市、長門市、美祢市の間際に位置し、中心地西市は、古くから東

西南北を結ぶ水陸交通の要衝であり、この地方における物資の集散や人の往来も頻繁で、しかも穀倉地帯ということから、山間の奥地にありながら発達し、山口県西部山間地帯における行政機能、経済機能の中心ともなった。

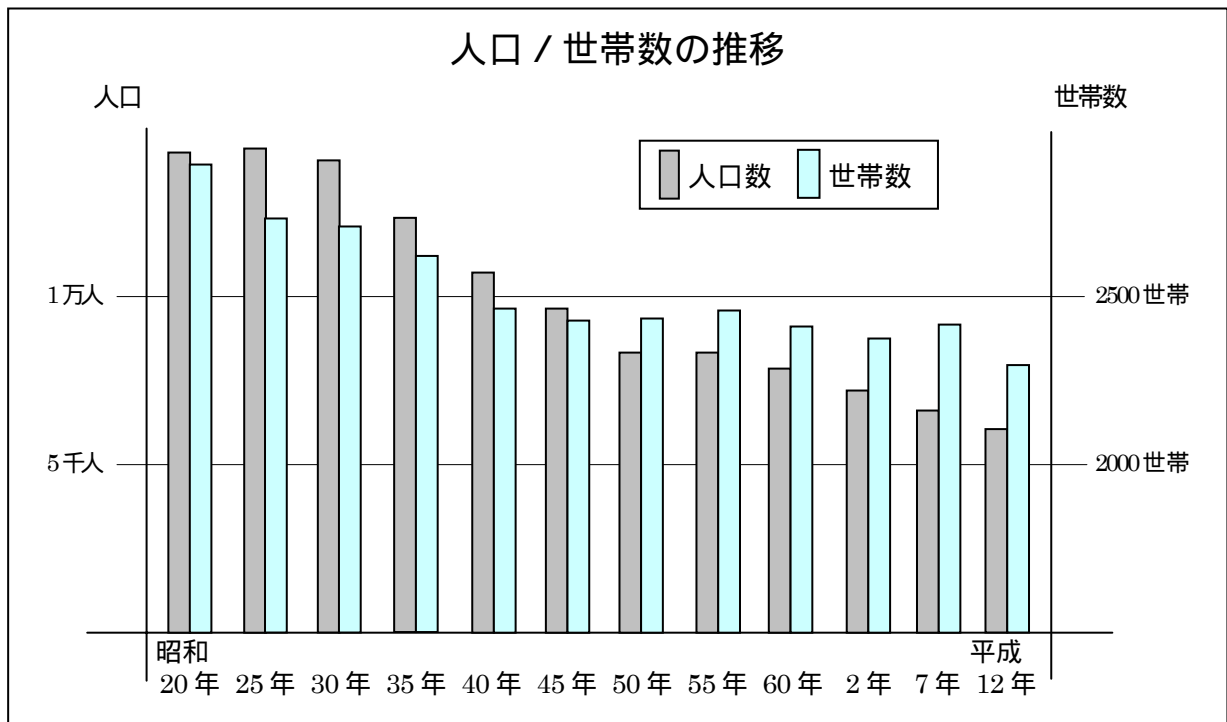
また、本町の中心地より本地域の中心都市である下関市までは約 45 分、宇部市までは約 1 時間程で結ばれており、これら都市への農林産物の出荷、通勤などの社会的、経済的なつながりが大きい。

(エ) 人口等の動向

昭和 35 年から 40 年代にかけての人口の流出は著しく、50 年代には一時的に歯止めがかかったように見えたが、現在も 4% 前後で減少を続けている。

これは、15 歳から 24 歳までの流出が中心で就学のためのものが大半であり、卒業後の就職先も少なく、流出先での就職を余儀なくされている。

長期間にわたる若年層及び青年層を中心とした流出は、出生率の低下を引き起こし、若年齢層の占める割合は大きく減少している。また、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者世帯、高齢者のみの世帯の占める割合が高くなり、基幹産業である農林業の衰退、購買力の低下による商業の衰退と、様々な問題を引き起こしている。



また、高齢化の状況については、平成 2 年には 1,616 人 (高齢化率 21.1%) であったが、平成 7 年は、1,958 人 (高齢化率 26.6%)、平成 11 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳では、2,109 人 (高齢者化率 29.1%) と人数、率ともに上昇しており、平成 16 年には、「3 人に 1 人が高齢者」という時代に突入することが予測される。

(オ) 産業の動向

本町の産業構造を就業人口比率で見ると、第三次産業が、49.6%と約半数を占めており、次いで第二次産業 27.7%、第一次産業 22.7%と、第一次産業が大幅な減少傾向を示しているが、県全体と比較すると、第一次産業の比率は比較的高い。

昭和 50 年までは第一次産業がもっとも多かったが、昭和 55 年には 30.9%と大幅減となり、平成 7 年においては平成 2 年と比較して、19.6%と第一次産業がもっとも低い産業構造となったが、依然として農業を中心とした第一次産業が本町の基幹産業となっている。

しかしながら、第一次産業における経営形態は、専業農家 16.8%、第一種兼業農家 13.0%、第二種兼業農家 70.2%と、農業を従とした兼業農家が 7 割と増加しており、今後も兼業農家が増加するものと思われる。

第二次産業については、昭和 47 年からの企業誘致により増加したものの、不況の煽りを受け、一部の企業が撤退し減少したが、工業団地の整備により再度増加傾向に転じた。

第三次産業については、就業人口は横這いであるが、近隣都市への購買力の流出が目立っている中、町民の多様化・高度化する消費者のニーズに応え、町内での消費を促進するとともに、町外からの買い物客を引きつける商業集積ゾーンの整備により、今後、増加に転ずることが期待される。

2) 区域の経済社会発展の課題と方策

(ア) 経済社会発展のための基本方針

本町では、豊田町基本構想(平成 8 年 4 月策定、目標年次 2005 年)に基づき、「豊かな自然と豊かな心のハーモニー のびのびいきいき ふれあいの町 とよた」

を本町の将来像とし、これを実現するため、

「健やかで 温かい心 かよう町」

「学びあい 豊かな個性 はぐくむ町」

「安全で 住みよい環境 つくる町」

「活力と 豊かな実り きづく町」

「創造で 夢はばたき のびる町」

を 5 つの基本方針として、豊田町基本計画に掲げる 7 つの戦略プロジェクト()を軸に、県・広域市町との連携のもとに、町の活性化を図ってきたところである。

特に、若者定住行動計画は、本町の最重点戦略として位置づけ、「豊田町農業公園」を核に、基幹産業である農林業の基盤整備を推進し、生産性、経済性の向上を図ることはもとより、地場産業の復興や、優良企業の誘致、交通体系の整備等により、自立の出来る産業の復興を目指してきたところである。

() 豊田町振興のための7つの戦略プロジェクト

若者定住行動計画の推進

地域の活力の源となる若者の定住促進をめざして、雇用の場の確保、住宅の確保・開発、育児環境の整備、そして若者が集い楽しめる場づくりに焦点を絞り、これを関係機関との連携のもとで強力に推進する。

心のかよう里づくり構想

町民の健康と福祉の向上を図り、高齢者や障害者が安心して暮らすことができるように、福祉・保健・医療の連携のもと、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を行う体制を整備。この一環として、福祉及び保健サービス活動や、高齢者や障害者の社会活動の拠点及び憩いの場として活用できる福祉・保健センターの整備・充実を図る。

町民いこいの森の整備

さまざまな運動施設や、遊歩道、緑地などの公園機能をふんだんに織り込んだ「町民いこいの森」を整備する。

農林業振興・農山村交流拠点の整備

観光果樹園や酪農、米作りなど、農作業の振興および新規就農等の農業研修の場の整備を図るとともに、これらとの連携のもとで、豊かな自然環境や地域資源を有効活用した中心拠点（「豊田町農業公園」）を整備し、都市住民との交流を推進する。

商業集積ゾーンの整備推進

町民の多様化・高度化する消費ニーズに応え、町内での消費を促進するとともに、町外からの買い物客を引きつける、利便性、アメニティ性あふれた商業集積ゾーン（ショッピングセンター）の整備を推進する。

快適な住宅団地の整備

町の人口を維持・伸長させるには、町外からの新規居住者を増やすことが必要不可欠。このため人口定住施策の要として、自然環境との調和に配慮した快適な住宅団地を造成・分譲する。

豊かな環境を守る町の宣言

うるおいとやすらぎのある快適な環境の創造と保全をめざして、町をあげて「ホテル」や「ホテルが棲みつく環境」を大切にする。

(イ) 経済社会発展のための重点課題と方策

都市との交流・連携の促進

本町においては、依然として人口の流出が続いている中、交流人口の拡大は重要な課題であり、交通体系の整備や公共交通機関の再編など、広域的な対応が必要となっている。

このため、広域農道の整備促進やバス路線の存続、広域的観光ルートの整備など、近隣市町との連携のもと対処していく必要がある。本町においても、点在する観光拠点や地域資源のネットワーク化が必要であり、交流拠点として、特産品販売所「豊田ふるさとセンター」や、自然体験施設「豊田湖畔公園」の整備、農業を核とした「豊田町農業公園」の整備、昔ながらの風景を後世に残すための「田園空間博物館整備事業」、ホテルの里「ホテルミュージアム」の整備など、都市部にはない独自の施設の整備を推進し、魅力あるまちづくりをすすめる。

とくに、「豊田町農業公園」では、農業・アグリビジネスに関する人材育成の場とし、新しい6次産業型のアグリビジネスの振興を図り、特産品開発や販路

の拡大による経済的自立促進を図るとともに、地元婦人グループによる郷土食の提供や、研究・研修施設の整備、多彩な交流イベントの開催などにより、都市と農村の交流、都市的文化と地域文化の交流を促進する。

また、地域の最新の情報を提供するため、ホームページの開設や、特産品のネット販売を行い、生産者の顔が見え安心感のある特産品販売や、情報提供、顧客管理を行うことにより、訪れてみたくなるまちづくりを推進する。

「ホタル」を中心テーマとした個性を生かした地域づくりの推進

本町は、豊かな自然環境に恵まれ、美しい山々に囲まれた豊富な水資源に加え、ホタルなど多くの生物資源や、観光・文化資源を有している。

中でも、日本一のホタルの里として、ホタルを活用したまちづくりを積極的に展開し、ホタル舟の運航やホタル祭りの開催により、多くの観光客を誘致しているが、開催期間が限られており、年間を通じてホタルの里をアピールするため、ホタルの常設展示、ホタルの生態・発光に関する研究が可能な「ホタルミュージアム」の整備を推進する。また、ホタル情報員制度やホタル飼育委員会を設置することで、自然の大切さ偉大さを、子供の頃から体験することにより、環境保護の意識の高揚を図り、自然と調和したまちづくりを積極的に推進する。

体験型施設の「豊田湖畔公園」は、春から秋にかけて、キャンプ客や宿泊客が多く、地区住民の結成する振興会の後援もあり、順調に実績を上げているが、冬場の利用客が少ないのが現状であり、交流イベントの開催や、地域資源である豊田湖を利用したイベントの開催など、充実した活動の推進を図る。

高齢化社会先進地域づくりの推進

過疎化の進む農村地域にあっては、高齢化が他の地域よりもはるかに早いスピードで進行している。

本町において、高齢者は貴重な人材であり、長年培ってきた知識や経験、技能等の能力を十分発揮できる就業の機会の確保や、地域づくり活動やボランティア活動などに、積極的に参加できる基盤の整備を推進する。

また、高齢者が地域の中で自立し、安心して生活ができるように、住環境の整備や介護予防施策、生涯学習体制の確立に努めるとともに、スポーツを通じての健康づくりなどを積極的に推進する。

5. 構造改革特別区域計画の意義

「とよたアグリビジネス特区」は前記の如き本区域の情勢と課題を踏まえ、特定事業 1001、1002 および 1006 を活用することにより、本町の農業の衰退傾向に歯止めをかけるとともに、6次産業型の新しいアグリビジネスを創出し、本町の経済的社会的発展を図ることとする。また、本町における取り組み体勢が整うに合わせ、逐時特定事業 407、707、1005 などを活用していくこととしたい。

「とよたアグリビジネス特区」の意義は次の3点に集約できる。

1) 6次産業型の新しい地域産業の実現

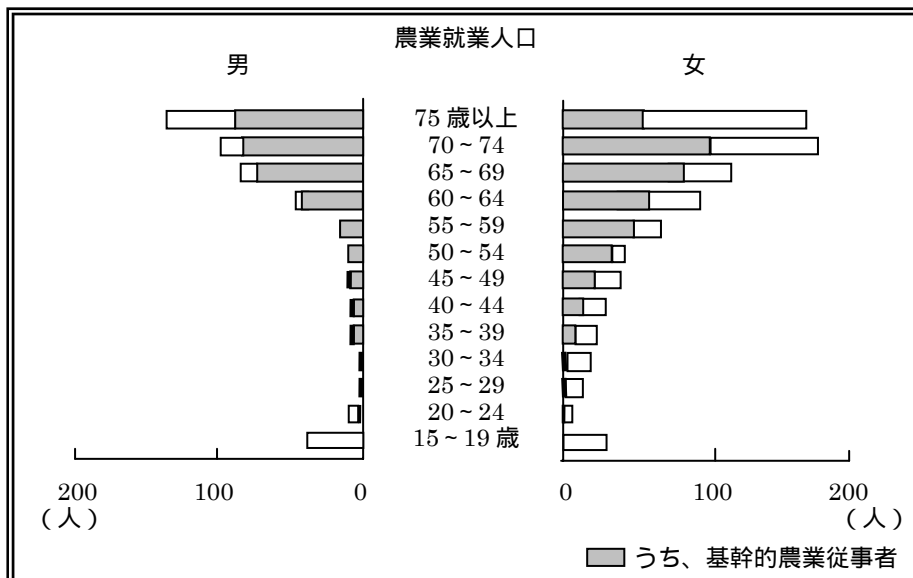
本町の農業の大宗は米（粗生産額の 5 割余）であり、畜産、野菜等との複合経営を確立している農家もあるが、農地の 90%以上が水田であることから水稲単作の農業生産意識が根強く残っており、農業従事者の高齢化・後継者不足と相まって農業衰退化が著しい。国民の食生活のトレンドや農産物市場の更なる国際化を考えると大幅な米の消費拡大及び米価が今後一挙に好転することは困難であり、従来の米主体の農業経営では極めて厳しいと見極めざるを得ない。

今後は水田稲作、畜産、果樹、高収益型施設園芸等の作型複合と、栽培・加工・販売の複合、すなわち 1 次・2 次・3 次の産業複合（6 次産業化）に地域農業の活路を求めていかねばならない。本町では、この認識のもとに、平成 6 年度に(有)豊田あぐりサービスを第 3 セクターで設立して地域営農支援の体制を整え、平成 13 年度には地域農業の振興の中心拠点となる「豊田町農業公園」を一部オープンさせ、その後逐時機能を充実させているところである。こうした中で、特定事業 1001、1002 および 1006 を導入することによって、会社法人や NPO 法人などの多様な法人が遊休農地や不作付地の使用权を確保し、創意工夫に満ちた利活用を行うことが出来れば、本町がこれまでめざして来た生産・加工・販売そして観光とも結びつけた「農・食一貫型地域複合産業（6 次産業）型アグリビジネス」の実現に大きく近づけることが出来るものと期待できる。

2) 地域農業の新しい担い手の育成

本町の基幹的農業従事者の 7 割以上が高齢者であり、後継者不足も極めて深刻であることから、近い将来には担い手不足から地域農業壊滅の事態すら危惧されるところである。「(有)豊田あぐりサービス」による農作業の受託及び担い手農家への農地の集積を図るべく懸命の努力を傾けているところであるが、今や農業内部での農地利用調整は限界に来ており、耕地利用率低下（平成 12 年の耕地利用率 82%）に歯止めがかからないのが現状である。

【農業就業人口・基幹的農業従事者】



このような事態においては、もはや農業内部での農地流動化による耕地利用率改善は困難であり、地域の非農家住民や都市生活者の農業への参入や、各分野の優良企業をアグリビジネスへ誘導するなど、思い切った新しい担い手育成の施策を講じることが必要となっている。特定事業 1001、1002 および 1006 などの導入は、上記の施策の実行を可能とし、本町地域産業再生の強力な契機となることが見込まれる。

3) 交流人口の拡大と定住人口の確保

前述の如く、本町の経済社会発展のための最重点施策の第1は「都市との交流・連携の促進」である。特定事業1001、1002の導入により、都市生活者の農地へのアクセスの途を拓き、グリーン・ツーリズム等とも組み合わせた魅力的な都市・農村交流プログラムを展開することにより、交流人口の拡大に結びつけることが出来る。また、特定事業1006の導入により、UIターン指向の人々や新規就農を希望する若者等に就農の機会を提供し、本町が既に取り組んでいる「豊田町農業公園」を核とした農業・農村振興事業と効果的に結びつければ、定住人口の確保・拡大に大きく寄与するものと思われる。

以上のように、本町はいま、水田稲作中心の伝統的農業経営から、水田・畑地および里山・林地までを含めた生産基盤を多角的に活用し、生産・加工・販売・交流・観光などを効果的に複合した6次産業型アグリビジネスへと戦略的転換を図りつつある。しかしながら、米中心の農業を永年続けて来た高齢農業者の意識の転換は極めて困難であり、このことが「戦略的転換」の進展にブレーキとなっているのが現状である。こうした時に、「特区」を導入することにより、NPO法人の農業参入、企業のアグリビジネス展開などこれまでにない新しい取り組みを大胆に実施することにより、地域農業者の意識転換を促し、新しいアグリビジネスへの転換の大きな契機となげることが出来る。このことが本町における「特区」導入の最大の意義といえる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本町の地域振興の最重点課題は、前述の如く本町の基幹産業たる農業を、伝統的水田稲作中心型から6次産業型アグリビジネスへと戦略的に転換させていくことである。このことを踏まえて、本特別区域計画目標を次の3点に定める。

1) 農地の遊休化に歯止めをかけ、「不作付地ゼロ」をめざす

- ・ 本区域の経営耕地は1995年1,374ha 2000年1,310haと5年間で64ha減少し、耕作放棄地は1995年30ha(2.2%)から2000年43ha(3.3%)へと増加している。また「過去1年間に作付けしなかった田」は1995年42haから2000年186haへと急激に増加している。
- ・ 本区域における農業従事者の高齢化(1995年57.1%、2000年62.8%)の状況を考えると、このままでは農地の遊休化が今後加速化していくことが危惧されるので、本特区計画により、まず4ha程度の遊休農地のモデル的利活用を行ない、これを次第に増やし、10年後には優良農地の不作付ゼロを実現する。

2) 「複合アグリビジネス」の新しい担い手を育成する

- ・ 水田稲作主体の伝統型農業に慣れ親しんで来た高齢農業者に複合型のアグリビジネスへの自発的取り組みを期待することは無理があると思われる。
- ・ そこで本特区計画では、まず、主として高齢農業者を対象とした営農支援事業体として平成6年に設立した「(有)豊田あぐりサービス」と、町の各分野の有志によって新たに設立されたNPO法人(申請中)「あぐりライフとよた」を豊田町型の「複合アグリビジネス」のモデル的な担い手として設定する。

- ・ 上記 2 つの法人が先行モデルとなり、5 年後に 5 法人、10 年後には 10 法人程度のアグリビジネス事業体を育成する。

3) 都市生活者を地域に迎え入れ交流・定住人口を増やす

- ・ 本町の人口は昭和 25 年の 14,171 人をピークに減少を続け、昭和 50 年代には一時下げが止まったかに見えたが、60 年代に入り再び人口減少傾向となり、とくに若年層の流出が顕著となった。このような傾向をくい止めるべく様々な対策を講じて来たが人口減に歯止めがかからず、今やピーク時のほぼ半分の人口（平成 11 年度末 7,258 人）となるに至っている。
- ・ そこで、本特区計画により、農的暮らし(グリーンライフ)や自然や農村との“ふれあい”を求める都市生活者や、地域の非農家の人々を対象として、農地へのアクセスや農業への参入の途を拓くことにより、体験型、滞在型、週末反復型等の交流人口を増やし、さらに本町への UI ターンによる定住者を確保していく。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

1) 農地の保全効果

- ・ 特定事業 1001、1002 および 1006 により、平成 16 年度中に(有)豊田あぐりサービスと NPO 法人「あぐりライフとよた」の 2 つの特定法人ならびに新規就農を希望する者が農業に参入することによって最低 4ha 程度の遊休農地および現在農業委員会に保全管理を求められている不作付農地の有効な利活用に着手する。
- ・ この後、5 年後(平成 20 年度)には 15ha、10 年後(平成 25 年度)には 30ha の遊休農地の利活用を実現する。

農地保全効果の見込み(単位 ha)

主体	平成 16 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
(有)豊田あぐりサービス	2ha	5ha	10ha
NPO 法人あぐりライフとよた	1.5ha	5ha	10ha
新規就農者	0.5ha	2ha	5ha
一般企業		3ha	5ha
合計	4ha	15ha	30ha

2) アグリビジネスの担い手育成効果

- 本町におけるアグリビジネス展開のパターンとしては、
高収益型の施設園芸事業等の企業的展開（企業的農業）
遊休農地の市民的利活用展開（農業NPO）
女性グループ等による加工・販売の起業化（「食業」おこし）
「豊田町農業公園」を中心拠点とした生産・加工・販売・交流・観光の複合事業展開（6次産業）
などが考えられる。
- 本特区計画の実行により、それぞれの事業パターンごとに次の如きアグリビジネスの担い手育成（事業体形成と雇用創出）効果を得ることが出来る。

新たなアグリビジネス事業体形成と雇用創出効果の見込み

事業パターン	1年後（平成16年度）		5年後（平成20年度）	
	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数
企業的農業事業体	1社	3人	5社	50人
農業NPO	1法人	50人 (参画者)	5法人	500人 (参画者)
「食業」事業体	1社	5人 (参画者)	10法人	100人 (参画者)
6次産業事業体	1社	3人	3社	50人

3) 定住人口拡大効果

- UIターン者の定住のためには、住まいの確保、子どもの教育環境、医療・福祉サービスの充実、交通や生活利便環境などさまざまな条件整備が求められるが、何と云っても最重要の要件は“仕事の間”（所得・就業の機会）の確保であろう。
- 上記「新たなアグリビジネス事業体形成と雇用創出効果の見込み」の と に示した雇用者数の概そ 1/2 が新規の定住者となると想定することにより、定住人口の拡大効果見込みを次の通り設定する。

新規定住者見込み（世帯）

1年後（16年度）	5年後（20年度）
3世帯	50世帯

4) その他の経済的社会的効果

本町は平安時代の藤原氏につながる豊田氏発祥の地として長い歴史を有し、山間地ながら豊かな水と肥沃な農地に恵まれ、農業を基幹産業としつつ自立的な地域として堂々たる発展を続けて来た。しかし、近年農業の衰退化と人口流出が加速化しつつあり、今や自立的な地域として持続的発展を維持出来るか否かの重大な岐路に立たされている。

こうした情勢の下で地域発展を図るためには、何よりも地域の人々のまちづくりへの主体的参画の意識を高めることが重要である。本特区計画の実施により、まちぐるみ参画の地域経営体制を構築し、行政との緊密なパートナーシップのもとに大胆かつ創意工夫に満ちた地域経営を展開していくこととしたい。これを契機に、

豊かな心のハーモニー のびのび いきいき ふれあいの町 とよた

のまちづくりに拍車をかけることが出来る。このことが本特区計画実施の最大の経済的社会的効果となる。

8. 特定事業の名称

1001：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

1002：地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

1006：農地の権利取得後の下限面積の要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

「豊田町農業公園」整備事業

平成6年に策定された「豊田町フルーツロード構想」の中心ゾーン「滞在型農業体験エリア」の拠点施設整備事業。「豊田町農業公園」事業はフルーツロード構想の中心的役割だけでなく、豊田町地域振興戦略の中心的コンセプトである“農業の6次産業化”の中核拠点の役割を担うものであり、その意味で豊田町地域振興施策のすべてを牽引する最重要プロジェクトである。

平成11年3月実施計画策定、平成13年9月一部オープン。現在も事業継続中。

「道の駅・ほたるの郷（仮称）」整備事業

本区域で収穫された農産物やその加工品等を供給販売する機能を強化し、本区域の各交流施設や滞在施設との連携を密にし、本区域全体の情報サービスセンターの役割を果たす中心拠点施設として整備する。平成 16 年 12 月オープン予定。

「田園空間博物館」整備事業

豊田町の優れた農村景観や伝統文化などを保存して地域全体をひとつの博物館に見立てたもので、行政と地域住民が一体となって地域振興に結びつけていくという理念をもった新しいタイプの事業。「豊田町農業公園」整備地区にコア施設（総合案内所）を設け、地域に点在する展示施設（サテライトミュージアム、30 ヲ所）をフットパス（田園散策道）で結ぶもの。平成 13 年度より事業実施。現在も事業継続中。

「ホタルミュージアム」整備事業

本町は日本一のホタルの里としてのまちづくりを積極的に展開しているところであるが、「ホタル舟」の運行や「ホタル祭り」などのイベントは開催期間が限定される。そこで年間を通じてホタルの里をアピールするため、ホタルの常設展示、ホタルの生態・発光の研究が可能な展示・研究施設の整備を計画。また「ホタル情報員制度」や「ホタル飼育委員会」を設置することで全町民にホタルが棲息する環境の意味と価値への認識を徹底していく。

やすらぎ空間整備事業

本区域の農業振興施策の中心拠点施設として整備された豊田町農業公園「みのりの丘」区域内の農地を活用して大都市圏（北九州、下関市等）の都市住民をターゲットとした滞在型市民農園（クライנגアルテン）を整備する。年間契約用 4 棟、ゲスト用 1 棟の「ラウベ」（小型宿泊施設）整備、平成 16 年度中に完成予定。

この他、今後本町における取り組み体制の整備に合わせて、特定事業 407、707、1003、1005、1303 などの農村活性化関連の特区や、今後の構造改革特別区域法の改正や全国的な規制緩和などによって可能となる規制の特例措置についても積極的に活用を検討していくこととする。

(別紙1)

1. 特定事業の名称：1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付

2. 当該規制の特例を受けようとする者：

特定事業の実施主体（農地又は採草放牧地の貸付主体）

山口県 豊浦郡 豊田町

豊田町から農地等を借り受けて農業に参入する特定法人：

ア．豊田町と農地等の適正利用に関する協定を締結した企業法人

イ．豊田町と農地等の適正利用に関する協定を締結した特定非営利活動法人

3. 当該規制の特例措置の運用開始の日：

本特別区域計画が認定された日

4. 特定事業の内容：

1) 特定事業に関与する主体

農地等を貸付ける主体：山口県豊浦郡豊田町

農地等を借り受けて農業に参入する特定法人：

ア．豊田町と遊休農地等の適正利用に関する協定を締結した企業

イ．豊田町と遊休農地等の適正利用に関する協定を締結したNPO法人

尚、当初からの参入を予定している法人として、ア．については「(有)豊田あぐりサービス」が、イ．については「特定非営利活動法人(認証申請済み)あぐりライフとよた」が特定されている。

その他関与する主体：特定非営利活動法人農都共生全国協議会

特定非営利活動法人農都共生全国協議会は、「特定非営利活動法人(認証申請済み)あぐりライフとよた」の運営および活動・事業の実施に関する助言や支援を行なう。とくに、同協議会が全国レベルで行なう「農林地トラスト運動」を「あぐりライフとよた」と連携して本特区計画区域において展開する。また、アの企業に対して、6次産業型アグリビジネスの事業開発・展開について助言・支援・協力を行なう。

特定非営利活動法人農都共生全国協議会の概要

- ・ 認証取得：平成14年9月27日(府国生第1588号)
- ・ 所在地：東京都豊島区駒込三丁目四番九号
- ・ 理事長：星野進保
- ・ 活動概要：(1)まちづくりの推進を図る活動(2)環境の保全を図る活動(3)子供の健全育成を図る活動(4)保健、医療又は福祉増進を図る活動(5)社会教育の推進を図る活動(6)文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動(7)前号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

2) 事業が行なわれる区域：

山口県豊浦郡豊田町の全域

当初は、豊田町上浮石の岩滑地区(3.5ha程度)、下浮石・奈留地区(90a程度)、浮石原地区の農業公園隣接地(50a~1ha)、下八道の越路地区(80a程度)、上八道の上八道地区(80a程度)、などの遊休農地や不作付地の利活用の検討を行なう。これらの地区を候補地としてモデル的取り組みを実施して効果的利活用の成功事例をつくり、これを全町に広げていく。また、農地ではないが町中心部の中村二区の県森連共販施設跡地(1ha程度)を本事業に関連する拠点施設の計画地として検討する。

3) 事業の実施期間：

本特区計画が認定された日から必要な期間

4) 事業により実現される行為等：

(1) 対象農地等の利活用調査

本特区計画の対象となる上記6地区の農地等について、その利活用方法の検討、権利の調整、地区内の協力関係づくり等について地権者や関係者の協力のもとに具体的調査を行なう。また、上記6地区以外の地区についても逐時遊休農地等(里山、林地も含む)利活用調査を行なうこととする。

(2) 事業対象農地等の設定と利活用計画の策定

上記(1)の調査結果を踏まえ、本特区計画に基づき利活用事業を行なう農地等を特定し、それぞれの対象農地等については具体的な利活用事業計画を策定する。

(3) 農地等の権利義務関係の調整

上記(2)によって利活用対象農地が特定され次第、「構造改革特別区域法に基づく農地等の賃借に関する協定」を豊田町と本特区計画に基づく特定法人との間で締結し、同時に地権者と豊田町および特定法人との間で権利義務関係を調整して契約を締結する。

(4) 事業参画者の募集と組織化

上記(3)が終了したらただちに本事業への参画者の募集を開始する。当初は、「NPO法人あぐりライフとよた」と豊田町が主体となって『豊田町あぐりライフ・トラスト(仮称)』の会員参加の呼びかけを集中的に行なう。呼びかけの主たる対象者としては次の通り。

ア．豊田町出身の都市生活者(関西圏、東京圏など)

イ．豊田町のファンや何等かの縁のある人々(住所が判明している人)

ウ．下関、宇部、野田、北九州等の都市生活者

エ．豊田町および近隣市町村の非農家住民

オ．UIターンを求める都市生活者

カ．その他農的暮らし(あぐりライフ)を求める人々、など

(5) 「トラスト農場」(『あぐりライフ・ファーム』)の整備と開設

上記(4)の活動と併行して「トラスト農場」の整備と開設準備に取り組む。「トラスト農場」とは、農的暮らし(あぐりライフ)や農的仕事(あぐりビジネス)を求める人々(都市生活者や地元非農家住民)が「トラスト会員」となって「農地トラスト基金」を造成し、この基金を用いて「農業NPO」(「特区」により農業参入が認められたNPO法人)が「特区」の認定を受けた市町村との「協定」に基づき農地又は採草放牧地を借受け、この農地等を自給型の有畜複合農場として経営するものである。「トラスト会員」はNPO法人のメンバーとして「トラスト農場」の活動に参加するもので、農地の権利を有するものではない。ただし、「トラスト会員」は単なる“お客さん”としてではなく、「トラスト農場」の運営メンバーとして開設準備の段階から主体的に参加することとする。

(6) 『あぐりライフ・ファーム』で行なう活動・事業(アグリビジネス)の内容

『あぐりライフ・ファーム』は、上記の如く「トラスト会員」の参加のもとに「農業NPO」が経営する「共同型の自給農場」(共同型の「クラインガルテン」又は「ダーチャ」とも言える)である。市民農園のように区画を分けて個別に農地利用するのではなく、一定の規模の農地等をひとつの農場として計画的に営農活動を行なうこととする。『あぐりライフ・ファーム』では、かつて本区域の農村で行なわれていた農作物の栽培をベースとしたあらゆる生活の営み 農作物の加工・保存、「ハレ」と「ケ」の食文化、衣・食・住の生活技術と地域コミュニティの維持に必要な協働の仕組み、などを再生するとともに、最新の食品加工技術やITなどを効果的に活用した6次産業型のアグリビジネスにも積極的に取り組んでいく。

『あぐりライフ・ファーム』の建設と運営 「トラスト会員」と「NPO あぐりライフとよた」の共働により『あぐりライフ・ファーム』の企画・設計および建設・運営に取り組む。『あぐりライフ・ファーム』の中心部は0.5~1haとし、ここに農場の中心施設(農家の母屋、納屋、牛舎、農産物加工場、ゲストルームなど)を整備し、その周辺に菜園、施設園芸用ハウス、水田、麦畑、果樹園、養殖池、牧場などを配置していく(逐時拡大)。このように『あぐりライフ・ファーム』は「トラスト会員」の“ふるさとの実家”のような意味と機能をもつものであり、豊田町地域において連綿と営まれてきた“農の営み”の一種の「テーマパーク」として、またいわゆる「エコ・ミュージアム」の一部としての役割も担うものである。

農作物の生産 米、麦および豆類、ソバやアワ・ヒエ・キビなどの雑穀、野菜、果物、などの生産を営農計画のもとに計画的に実行する。生産にあたっては土づくりを基本とする有機農業又は環境保全型の農業を行なう。とくに土づくりについては、「豊田町農業公園」の堆肥製造施設において生産されている高品質堆肥を活用して安全・安心・高品質な農産物の生

産に注力する。また作目の選定にあたっては、地域の伝統品種（地方品種、たとえば「ゆず吉」など）を再生していくことに心がける。営農管理については地元の農業者や地域の農業団体ならびに研究・指導機関の協力を得ることとする。

施設園芸の取り組み 前述の如く『あぐりライフ・ファーム』では、地域の伝統的な農の営みの再生・継承に極力心がけると同時に、先進的な農業技術やマーケティング手法の導入による国際競争にも耐え得る高収益型の農業生産にも積極的に取り組むこととする。とくに施設園芸に関する技術開発は近年めざましいものがあり（例えば「低コスト耐候性ハウス」や「イチゴの周年生産システム」など）、それらの先進技術も大胆に取り入れた施設園芸事業にも積極的に取り組んでいく。

6次産業化への展開 『あぐりライフ・ファーム』では農産物の加工、商品化、それらの販売、そしてグリーン・ツーリズムと結びつけた6次産業型のアグリビジネス展開にも力を入れる。とくに米の粉体化とその加工（玄米を用いた米粉パンやケーキ、和菓子、スープなどの商品化）や、大豆、ソバ、果物などの加工・商品化と販売に力を入れる。また、加工体験などをイベント化してグリーン・ツーリズムのプログラムとして展開する。これら6次産業展開については（有）豊田町あぐりサービス等との緊密な連携・協働のかたちで実施する。

その他の取り組み 景観作物（菜の花、ヒマワリ、コスモス、レンゲ、ソバなど）や資源作物（ゴマ・ナタネ・ヒマワリなどの油料作物、麻（ヘンプ）・ケナフ・ワタなどの繊維作物など）、薬草薬樹（和漢薬の薬草、ハーブ類、キハダ、めぐすりの木などの薬樹など）の栽培および加工・製品づくり、また里山や林地での特用林産物（きのこ類や枝物など）の生産などにも逐時取り組んでいきたい。

（7）その他関連する取り組みについて

「森林トラスト」 本区域の80%を占める森林面積（12,960ha）のうち99%が民有林である。人工林率は47%で、その6割以上が35年生以下の若齢林で占められており、下刈り、除・間伐等の施業については十分に実施されているとは言えず、今後この傾向が加速化し、森林が荒廃していくことが懸念される。

そこで、森林についても「トラスト方式」の導入を試み、市民・住民の参加による森林の多面的機能を活かした森林利活用を図っていくこととする。とくに、「ふるさと林道豊田湖一ノ俣線」周辺の森林空間を対象とした市民参加の林業体験や特用林産物の栽培体験などを組み入れた「森林トラスト」事業の取り組みを進めていく。

「美しい村づくり」 本区域の地域振興の最重点施策の第一は、前述の如く、都市との交流・連携の促進による交流人口の拡大である。そのため「豊田町農業公園」事業を核とした多様な都市・農村交流施策を講じて

いるところであるが、都市住民を農村に誘引するためには、何と云ってもその地域が「美しいむら」でなければならない。

そこで、国が平成 16 年度より推進することとしている「風格ある美しい農山漁村づくり」関連の施策等の導入も視野に入れて、地域住民や NPO 等多様な主体の参画による景観に配慮した次世代に継承される美しいむらづくり事業（「美しいむらづくり総合整備事業」など）に取り組んでいくこととしたい。

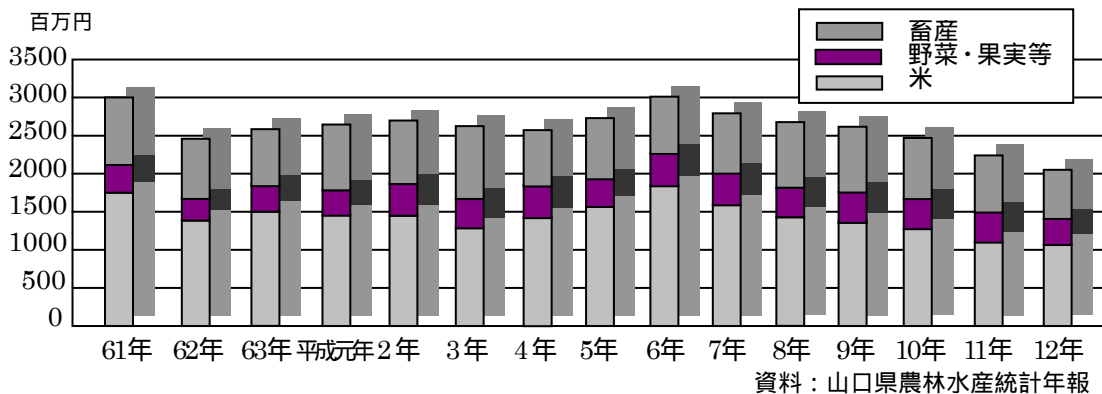
「観光立村の推進」 上記 と関連し、グリーン・ツーリズムなどの施策と連携して本区域への外国人旅行者を誘致する活動・事業に取り組んでいくこととする。具体的には、国が平成 16 年度より進めることとしている「観光立村推進事業」や「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」などの導入を検討する。

5. 当該規制の特例措置の内容

1) 本区域における規制の特例措置の必要性

本区域は、山口県西端内陸部の純中山間地域に位置し、約 1,400ha の耕地の多くが谷筋の傾斜地に展開している。稲作への依存度が高く、兼業化・省力化が進行する中で、農業機械への過剰投資が経営を圧迫し、米価をはじめとする農産物価格の低迷が追い打ちとなり農業衰退の傾向が加速化し、平成 6 年には本区域の農業粗生産額は約 30 億円ほどであったものが、平成 12 年には約 20 億円と急落している。

表 1: 農業粗生産額の推移



担い手の高齢化、若年層の流出が担い手不足を引き起こし、耕作放棄・不作付による遊休農地が拡大しており、もはや地域の農業内部の対応だけでは農業衰退に歯止めをかけることは困難である。そこで、1001の特例措置により企業や NPO 法人等の多様な法人の農業参入の途を開くことにより、本区域の地域農業の新たな担い手を育成・確保していくことが必要不可欠と判断した。

2) 要件適合性を認めた根拠

1995 年および 2000 年の農林業センサスに表れた特区区域（山口県豊田町）

と山口県、全国の耕作放棄地及び農業従事者の高齢化の状況推移は下の(表3)の通りである。

特区区域の農地の耕作放棄率は95年の2.2%から2000年の3.3%へと増加しているものの、山口県の5.5%から8.2%へ、全国の3.8%から5.1%と比べても低い水準にあるように見える。しかしながら農業従事者の高齢化の状況を見ると特区区域では62.8%と全国の52.9%と比べて10ポイント高くなっている。とくに基幹的農業従事者については、95年の56.9%から2000年67.5%と10ポイント以上増えており、基幹的農業者の高齢化が加速化していることがわかる。(表2)

表2：基幹的農業従事者数(内65歳以上)

	1995年農業センサス	2000年農林業センサス
豊田町	686人(390人・56.9%)	708人(478人・67.5%)

表3：耕作放棄地及び農業従事者の高齢化の状況推移(農林業センサス)

項目	特区区域		山口県		全国	
	1995年	2000年	1995年	2000年	1995年	2000年
経営耕地面積(ha)	1,374	1,310	45,708	41,216	4,120,279	3,884,041
耕作放棄地面積(ha)	30	43	2,497	3,375	161,771	210,018
耕作放棄率	2.2%	3.3%	5.5%	8.2%	3.8%	5.1%
農業就業人口(人)	1,183	1,216	65,101	57,820	4,902,184	3,891,225
うち65歳以上人口(人)	675	764	36,114	37,015	2,270,077	2,057,520
65歳以上の占める割合(%)	57.1%	62.8%	55.5%	64.0%	46.3%	52.9%

このような特区区域における基幹的農業従事者の加速度的な高齢化による影響は不作付水田(過去1年間に作付けしなかった田)の急激な増加(95年42ha 2000年186ha)に如実に現れており(表4)このままでは本区域の農地の9割以上を占める水田の荒廃が一挙に進むことが危惧される。

表4：特区区域における水田利用状況推移(単位ha)

農林業センサス

	経営耕地	田のある		田					
				過去1年間に稲を作った田		過去1年間に稲以外の作物を作った田		過去1年間に作付けしなかった田	
				農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
1995	1361	903	1276	890	1176	336	57	121	42
2000	1299	858	1227	833	853	463	188	517	186

一方、本区域における都市・農村交流の中心拠点として、また新規就農者の確保・育成と「6次産業型アグリビジネス」形成のセンター的機能施設として平成13年秋に一部オープンした「豊田町農業公園」事業の実施により、「食と農」に関心のある都市住民等を中心に年間4万人以上の本区域への来訪者があり、それらの人々の中から本区域への就農希望者や定住希望者が現れ始めている。また、福岡市のNPO法人から集団的な就農希望が寄せられるなど、本区域の遊休農地利活用の具体的な引き合いが増えつつある。これらの動きに的確に対応していくことにより、本区域に近接した大都市圏（北九州、下関市など）の「農的暮らし（あぐりライフ）」を求める人々を本区域に効果的に誘引することにより、本区域の農地の遊休化に歯止めをかけ、都市住民の智恵やアイデアを活かした新しいかたちのアグリビジネスの創出が可能となる、と確信する。

(別紙2)

1. 特定事業の名称：1002
地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特定農地貸付の事業主体：

山口県豊浦郡豊田町

豊田町から農地を借り受けて市民農園を開設しようとする者：

ア．豊田町と協定を締結して市民農園を開設する企業法人

イ．豊田町と協定を締結して市民農園を開設する NPO 法人

ウ．豊田町と協定を締結して市民農園を開設する農地所有者

農地を所有しない都市生活者及び地域住民

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日：

構造改革特別区域計画が認定された日

<理由>

当初、特例措置の適用者を豊田町農業公園を管理運営を行なっている(有)豊田あぐりサービスと位置づけ、同公園近接遊休農地を利用し市民農園利用者の募集と、農園整備を行い平成17年4月開園を目指すため。

<日程>

- ・ 1月中旬 特区申請
- ・ 3月下旬 国の認定
- ・ 4月下旬 協定締結
- ・ 5月初旬 特定農地貸付申請
- ・ 5月下旬 農業委員会承認
- ・ 6月中旬 農園利用者募集開始
- ・ 6月中旬 農園整備開始
- ・ 12月下旬 利用者募集締め切り
- ・ 2月初旬 利用者決定
- ・ 3月初旬 利用者説明会
- ・ 4月 市民農園利用開始

4. 特定事業の内容

1) 特定事業に關与する主体

(1) 市民農園開設者に農地を貸付ける主体としての豊田町

(2) 豊田町から農地を借り受けて市民農園を開設する企業法人
(当初は、「有限会社 豊田あぐりサービス」が実施する)

(3) 豊田町から農地を借り受けて市民農園を開設する NPO 法人

(4) 特区内に農地を保有し、その農地を使用して市民農園を開設する農家等

(5) 市民農園での耕作を希望する市民・住民

2) 事業が行なわれる区域

山口県豊浦郡豊田町の全域

3) 事業により実現される行為等

(1) 豊田町と協定を結んで農地を貸り受けた企業、NPO法人による市民農園の開設および運営

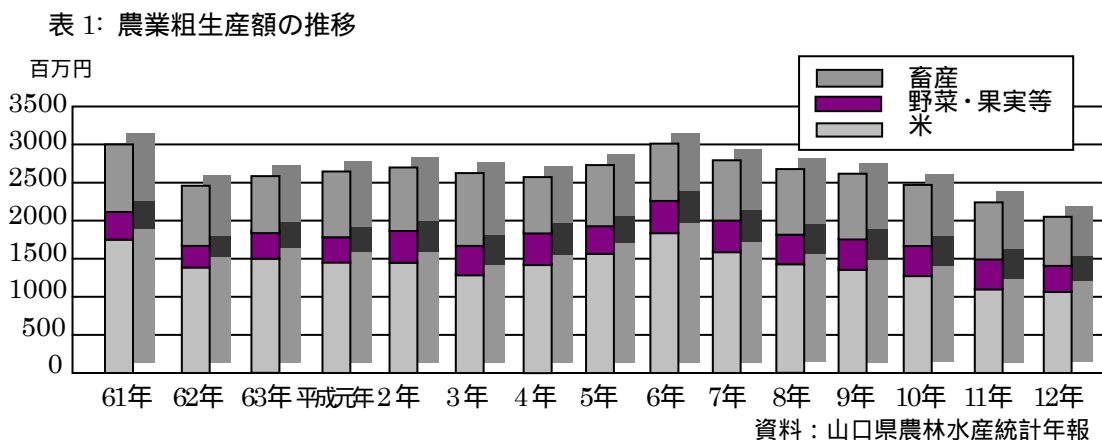
(2) 豊田町と協定を結んだ農地所有者による市民農園の開設及び運営

(3) 都市生活者及び地域住民による市民農園での農作業の体験

5 . 当該規制の特例措置の内容

1) 本区域における規制の特例措置の必要性

本区域は、山口県西端内陸部の純中山間地域に位置し、約 1,400ha の耕地の多くが谷筋の傾斜地に展開している。稲作への依存度が高く、兼業化・省力化が進行する中で、農業機械への過剰投資が経営を圧迫し、米価をはじめとする農産物価格の低迷が追い打ちとなり農業衰退の傾向が加速化し、平成 6 年には本区域の農業粗生産額は約 30 億円ほどであったものが、平成 12 年には約 20 億円と急落している。(表 1)



担い手の高齢化、若年層の流出が担い手不足を引き起こし、耕作放棄・不作付による遊休農地が拡大しており、もはや地域の農業内部の対応だけでは農業衰退に歯止めをかけることは困難である。そこで、1002の特例措置により企業やNPO法人などの法人および、農地保有者自身が市民農園を開設することが出来るようにし、遊休農地の市民的利活用を促進することとした。

2) 要件適合性を認めた根拠

1995年および2000年の農林業センサスに表れた特区区域(山口県豊田町)と山口県、全国の耕作放棄地及び農業従事者の高齢化の状況推移は下の表の通りである。

特区区域の農地の耕作放棄率は95年の2.2%から2000年の3.3%へと増加

しているものの、山口県の 5.5%から 8.2%へ、全国の 3.8%から 5.1%と比べても低い水準にあるように見える。しかしながら農業従事者の高齢化の状況を見ると特区区域では 62.8%と全国の 52.9%と比べて 10 ポイント高くなっている。とくに基幹的農業従事者については、95 年の 56.9%から 2000 年 67.5%と 10 ポイント以上増えており、基幹的農業者の高齢化が加速化していることがわかる。

基幹的農業従事者数（内 65 歳以上）

	1995 年農業センサス	2000 年農林業センサス
豊田町	686 人（390 人・56.9%）	708 人（478 人・67.5%）

耕作放棄地及び農業従事者の高齢化の状況推移（農林業センサス）

項 目	特区区域		山口県		全国	
	1995 年	2000 年	1995 年	2000 年	1995 年	2000 年
経営耕地面積(ha)	1,374	1,310	45,708	41,216	4,120,279	3,884,041
耕作放棄地面積(ha)	30	43	2,497	3,375	161,771	210,018
耕作放棄率	2.2%	3.3%	5.5%	8.2%	3.8%	5.1%
農業就業人口（人）	1,183	1,216	65,101	57,820	4,902,184	3,891,225
うち 65 歳以上人口 （人）	675	764	36,114	37,015	2,270,077	2,057,520
65 歳以上の占める 割合（%）	57.1%	62.8%	55.5%	64.0%	46.3%	52.9%

このような特区区域における基幹的農業従事者の加速度的な高齢化による影響は不作付水田（過去 1 年間に作付けしなかった田）の急激な増加（95 年 42ha 2000 年 186ha）に如実に現れており、このままでは本区域の農地の 9 割以上を占める水田の荒廃が一挙に進むことが危惧される。

特区区域における水田利用状況推移（単位 ha）

農林業センサス

	経営 耕地	田のある		田					
				過去 1 年間に 稲を作った田		過去 1 年間に 稲以外の作物 を作った田		過去 1 年間に 作付け しなかった田	
				農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
1995	1361	903	1276	890	1176	336	57	121	42
2000	1299	858	1227	833	853	463	188	517	186

一方、本区域における都市・農村交流の中心拠点として、また新規就農者

の確保・育成と「6次産業型アグリビジネス」形成のセンター的機能施設として平成13年秋に一部オープンした「豊田町農業公園」事業の実施により、「食と農」に関心のある都市住民等を中心に年間4万人以上の本区域への来訪者があり、それらの人々の中から本区域への就農希望者や定住希望者が現れ始めている。また、福岡市のNPO法人から集団的な就農希望が寄せられるなど、本区域の遊休農地利活用の具体的な引き合いが増えつつある。これらの動きに的確に対応していくことにより、本区域に近接した大都市圏（北九州、下関市など）の「農的暮らし（あぐりライフ）」を求める人々を本区域に効果的に誘引することにより、本区域の農地の遊休化に歯止めをかけ、都市住民の智恵やアイデアを活かした新しいかたちのアグリビジネスの創出が可能となる、と確信する。

(別紙3)

1. 特定事業の名称：1006
農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業
2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
山口県豊浦郡豊田町域内の農地等の権利を取得する者
3. 当該規制の特例措置の適用開始の日：
構造改革特別区域計画が認定された日
4. 特定事業の内容
 - 1) 特定事業に関与する主体
 - (1) 豊田町域内に農地を保有する者
 - (2) 豊田町域内の農地等の権利を取得して農業を行なおうとする者
ア. 豊田町において新規就農を希望する個人
 - (3) 豊田町域内の農地等の権利移動等の許可を行なう農業委員会
 - 2) 事業が行なわれる区域
山口県豊浦郡豊田町の全域
 - 3) 事業により実現される行為等
 - (1) 農地の権利取得後の下限面積が10アール以上(現状の下限面積50アール)であることを要件とした農地等の権利移動
 - (2) 上記(1)により農地の権利を取得した者による農地の耕作
 - (3) 上記(2)の耕作者(新規就農者)に対する必要な支援
5. 当該規制の特例措置の内容
 - 1) 本区域における規制の特例措置の必要性

本区域は、山口県西端内陸部の純中山間地域に位置し、約1,400haの耕地の多くが谷筋の傾斜地に展開している。稲作への依存度が高く、兼業化・省力化が進行する中で、農業機械への過剰投資が経営を圧迫し、米価をはじめとする農産物価格の低迷が追い打ちとなり農業衰退の傾向が加速化し、平成6年には本区域の農業粗生産額は約30億円ほどであったものが、平成12年には約20億円と急落している。

担い手への農地の利用集積状況の変化

単位 m²

年度	利用増進面積	農作業受託面積	利用集積農地合計	受託戸数・団体数
12年度	1,754,347	744,000	2,498,347	25戸10団体
13年度	2,233,902	989,800	3,223,702	33戸9団体
14年度	2,233,902	1,328,700	3,562,602	33戸13団体

担い手対策もこの間、農業委員会を中心に新規就農対策、耕作放棄・不作付

農地の管理と集積の努力を続けてきた。とくに農地の利用集積については平成12年度から15年度にかけて成果を上げ、利用集積農地は3年間で50%増となっている。しかし、農家の経営耕作面積ベースでみると14年度で頭打ちとなり、農作業受託面積が急増している。このことは、担い手の絶対的不足を端的に示し、中核農家の高齢化の進行に伴って今以上の集積は限界となっている。また、受託面積の増加と農作業を担う営農組合の高齢化とも相まって、もはや地域の農業内部の対応だけでは不作付地・遊休農地の拡大をとどめ、農業衰退に歯止めをかけることは困難となっている。

認定農業者数の変化

単位 人

年度	6年度	8年度	9年度	12年度	13年度	14年度	15年度
認定農業者数	3	5	10	18	23	27	28

また、農業経営基盤強化促進法の制定を受けてスタートした認定農業者制度は現在10年を経過し、平成15年度までに認定を受けた農業者は28経営体に達しているが、平成14年度より伸び率が減少し、平成15年度にはほぼ横ばい状況となっている。

認定農業者の年齢についても、平成15年度には60歳を越える農業者が約3分の1に当たる9名に達し、これらの農業後継者は現在存在しない。

このようなことから、地域の農業を守り発展させていくためにも認定農業者をより確保していかなければならないが、今以上の伸びは期待できない。

そこで、1006の特例措置によりUIターン希望者・新規就農者の農地利用の増進を図り、本区域の地域農業の新たな担い手を、地域の営農者の協力を得て育成・確保していくことが必要不可欠と判断した。

2) 要件適合性を認めた根拠

1995年および2000年の農林業センサスに表れた特区区域（山口県豊田町）と山口県、全国の耕作放棄地及び農業従事者の高齢化の状況推移は下の表の通りである。

特区区域の農地の耕作放棄率は95年の2.2%から2000年の3.3%へと増加しているものの、山口県の5.5%から8.2%へ、全国の3.8%から5.1%と比べても低い水準にあるように見える。しかしながら農業従事者の高齢化の状況を見ると特区区域では62.8%と全国の52.9%と比べて10ポイント高くなっている。とくに基幹的農業従事者については、95年の56.9%から2000年67.5%と10ポイント以上増えており、基幹的農業者の高齢化が加速化していることがわかる。

基幹的農業従事者数（内65歳以上）

	1995年農業センサス	2000年農林業センサス
豊田町	686人（390人・56.9%）	708人（478人・67.5%）

耕作放棄地及び農業従事者の高齢化の状況推移（農林業センサス）

項目	特区区域		山口県		全国	
	1995年	2000年	1995年	2000年	1995年	2000年
経営耕地面積(ha)	1,374	1,310	45,708	41,216	4,120,279	3,884,041
耕作放棄地面積(ha)	30	43	2,497	3,375	161,771	210,018
耕作放棄率	2.2%	3.3%	5.5%	8.2%	3.8%	5.1%
農業就業人口(人)	1,183	1,216	65,101	57,820	4,902,184	3,891,225
うち 65 歳以上人口 (人)	675	764	36,114	37,015	2,270,077	2,057,520
65 歳以上の占める 割合(%)	57.1%	62.8%	55.5%	64.0%	46.3%	52.9%

このような特区区域における基幹的農業従事者の加速度的な高齢化による影響は不作付水田(過去1年間に作付けしなかった田)の急激な増加(95年42ha、2000年186ha)に如実に現れており、このままでは本区域の農地の9割以上を占める水田の荒廃が一挙に進むことが危惧される。

特区区域における水田利用状況推移(単位 ha)

	経営 耕地	田のある		田					
				過去1年間に 稲を作った田		過去1年間に 稲以外の作物 を作った田		過去1年間に 作付け しなかった田	
				農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
1995	1361	903	1276	890	1176	336	57	121	42
2000	1299	858	1227	833	853	463	188	517	186

農林業センサス

一方、本区域における都市・農村交流の中心拠点として、また新規就農者の確保・育成と「6次産業型アグリビジネス」形成のセンター的機能施設として平成13年秋に一部オープンした「豊田町農業公園」事業の実施により、「食と農」に関心のある都市住民等を中心に年間4万人以上の本区域への来訪者があり、それらの人々の中から本区域への就農希望者や定住希望者が現れ始めている。また、福岡市のNPO法人から集団的な就農希望が寄せられるなど、本区域の遊休農地利活用の具体的な引き合いが増えつつある。

これらの動きに的確に対応していくことにより、本区域に近接した大都市圏(北九州、下関市など)の「農的暮らし(あぐりライフ)」を求める人々を本区域に効果的に誘引することにより、本区域の農地の遊休化に歯止めをかけ、都市住民の智恵やアイデアを活かした新しいかたちのアグリビジネスの創出が

可能となる、と確信する。

農地取得の下限面積の緩和（1006）は、農地の権利・利用関係の根幹に係わるものであることに深く留意し、その運用に際しては、「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない」ことを前提として豊田町農業委員会の積極的な協力を得ることも確認した。

本区域に生きた先人達が長い年月をかけて営々と拓いて来たかけがいのない農地を、次の世代にきちんと繋いでいくために、本区域において1006を正しく活用していくこととした。

なお、新規就農見込み者として当初は、特定している者を含み3名とし、5年後にはUIターン者等新規定住者の過半数にあたる30名を新規就農者として見込んでいる。